

# 西東京剣道連盟会則

## 第 1 章 総 則

第1条 本会は西東京剣道連盟と称する。

第2条 本会は事務所を多摩地域内におく。

第3条 本会は多摩地域内の剣道団体を統轄し代表する団体で一般財団法人東京都剣道連盟（以下、東剣連と称する）に加盟する。

## 第 2 章 目的および事業

第4条 本会は剣道の普及振興と会員相互の親睦融和を図ることを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 段級位の審査
- 2 剣道合同稽古の主催
- 3 剣道大会の主催または後援
- 4 その他本会の目的を達成することに必要と認める事業

## 第 3 章 会 の 構 成

第6条 本会は多摩地域において組織する加盟団体をもって構成する。但し原則として1市町村に1団体とする。

第7条 団体の加盟および脱退については理事会の3分の2以上の承認を得なければならない。

第8条 加盟団体（以下、団体と称する）は次のことができる。

- 1 東剣連および本会主催の剣道大会、合同稽古会等に所属会員を参加させること
- 2 所属会員に段級位および称号の審査を受けさせること
- 3 本会の理事を選出すること

第9条 新たに加盟する団体は加盟金3万円を納めなければならない。

第10条 団体は本会運営に必要なときは分担金を納めなければならない。

第11条 団体は所属する会員のうち有段者および段級位受審者を本会に登録しなければならない。

第12条 団体が本会の義務に違反しまたは対面を汚した場合は理事会にはかって除名することができる。

## 第 4 章 役員および職員

第13条 本会に次の役員をおく

- |   |       |       |    |
|---|-------|-------|----|
| 1 | 会 長   | 1     | 名  |
| 2 | 副 会 長 | 若 干   | 名  |
| 3 | 理 事 長 | 1     | 名  |
| 4 | 副理事長  | 若 干   | 名  |
| 5 | 常任幹事  | 若 干   | 名  |
| 6 | 理 事   | 団体から各 | 1名 |
| 7 | 会 計   | 2 名 以 | 内  |
| 8 | 監 事   | 2     | 名  |
| 9 | 相 談 役 | 若 干   | 名  |

- 第14条 役員を選任方法は次のとおりとする。
- 1 会長、副会長は理事会において選出する
  - 2 理事長、副理事長は理事及び常任幹事の中から理事会にはかつて会長が指名する
  - 3 常任幹事は会長が推薦し、理事会が承認する
  - 4 理事は各団体が1名あて選出する
  - 5 会計は常任幹事の中から選出する
  - 6 監事は理事会において選出する  
但し他の役員と兼任を認めない
  - 7 相談役は正副会長経験者より会長が指名する

- 第15条 役員は次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し会務を総理する
  - 2 副会長は会長を補佐して会長事故あるときはこれを代行する
  - 3 理事長は会長および副会長を補佐して会務を掌理する
  - 4 副理事長は理事長を補佐して理事長事故あるときはこれを代行する
  - 5 理事は理事会の構成員となり本会の業務計画を審議し議決する
  - 6 常任幹事は会長の命により会の業務を行う
  - 7 会計は本会の収入支出を司る
  - 8 監事は会計を監査し、理事会に出席して報告する
  - 9 相談役は相談役会を構成し会長の諮問に答える

- 第16条 役員は任期は2ヶ年とし再任を妨げないが、会長は3期6年を限度とする。  
補欠による役員は前任者の残任期間とする。  
役員は任期満了後も後任者が就任するまではその任務を行わなければならない。

- 第17条 本会の事務を処理するために事務局をおき職員若干名をおくことができる。

- 第18条 前条の職員には給与を支給する。また役員には手当を支給することができる。  
但しその額については別に定める。

## 第 5 章 東剣連の役員

- 第19条 東剣連の役員は本会の理事会において次の如く選出する。
- 1 理 事 若 干 名
  - 2 評 議 員 若 干 名

- 第20条 前条の役員は本会の代表として東剣連の任務を遂行すると共に本会の意思を東剣連に反映しなければならない。  
東剣連の役員と本会の役員は兼ねることができる。但し前項の業務に違反しまたはその他の不法行為があった場合は理事会の議決によって解任することができる。

## 第 6 章 顧問・参与および名誉会長

- 第21条 本会に名誉顧問、顧問、参与および名誉会長をおくことができる。  
前項の委嘱は会長が理事会にはからなければならない。

- 第22条 名誉顧問、顧問、参与および名誉会長は必要に応じ会長の諮問に答える。

## 第 7 章 会 議

- 第23条 理事会は本会最高の議決機関であって会長、副会長、理事長、理事および常任幹事をもって構成する。

- 第24条 理事会は定時会と臨時会の2種とし会長がこれを招集する。  
定時会は毎年2回開催する。  
臨時会は会長が必要と認める場合若しくは理事の3分の1以上からその理由を付して請求があった場合30日以内に開かねばならない。

第25条 理事会は次の事項を議決する。

- 1 会則の改廃
- 2 事業計画および予算
- 3 事業報告および決算
- 4 その他会則に定められた一切の事項

第26条 理事会は構成員の半数以上の出席によって成立し議事は出席者の過半数をもって決し可否同数の場合は議長の決するところによる。

第27条 理事が書面をもって議決権の委任をする場合は、議長または理事とし、代理人の出席は認めない。

第28条 常任幹事会は、正副会長、正副理事長および常任幹事をもって構成する。

第29条 常任幹事会は次の事項を行う。

- 1 理事会により付託された事項
- 2 事業計画および予算に基づく会務の実施
- 3 理事会に提出する議案の作成
- 4 その他緊急の事項

## 第 8 章 会 計

第30条 本会の経費は事業収入、分担金、加盟金その他の収入をもってこれに充てる。

第31条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第32条 本会則に規定されていない事項は理事会にはかって処理する。

## 第 9 章 解 散

第33条 本会の解散については、理事会の4分の3以上の承認を得なければならない。

## 付 則

- 1 本会則は昭和41年4月1日より実施する
- 1 昭和43年6月15日一部改正
- 1 本改正施行は昭和54年4月1日より実施
- 1 昭和55年6月6日一部改正
- 1 昭和60年3月23日一部改正
- 1 昭和62年6月1日一部改正
- 1 平成元年4月15日一部改正
- 1 平成2年3月17日一部改正
- 1 平成9年3月8日一部改正
- 1 平成16年4月17日一部改正
- 1 平成21年4月25日一部改正し、平成21年4月1日より執行する
- 1 平成23年4月23日一部改正
- 1 平成28年5月28日一部改正
- 1 令和4年4月23日一部改正